

## みずほビジネスモバイル利用規定

### 第 1 条 みずほビジネスモバイルの内容等

#### 1. サービスの内容

この規定でいう「みずほビジネスモバイル（以下「本サービス」といいます）」とは、当行に対し所定の申込手続を完了した方（以下「契約者」といいます）が、当行との取引に関するデータを当行所定の環境を備えた契約者の携帯電話機（以下「使用携帯電話機」といいます）により授受するサービスをいいます。

#### 2. 本人確認手段

- (1) 契約者は、本サービスの利用申込に際し、「申込口座」、「ログインパスワード」、「実行用パスワード」等を申込書により届け出るものとします。
- (2) 契約者は、初回利用に際し、当行所定の方法により申込口座、ログインパスワード、実行用パスワードを使用携帯電話機から入力していただき、当行が受信した申込口座、ログインパスワード、実行用パスワードと届出の申込口座、ログインパスワード、実行用パスワードとの一致を確認した場合は、送信者を契約者本人とみなし、使用携帯電話機によりログインパスワード、実行用パスワードを新しく届け出ていただけます。
- (3) また、同時に受信した使用携帯電話機固有の番号（モバイルサービス事業者より同電話機固有の番号として割り当てられた番号。以下「携帯電話機の ID 情報」といいます）を、契約者ご本人の携帯電話機の ID 情報として届出があったものとします。また、携帯電話機の ID 情報が変更となる場合は、当行所定の方法により携帯電話機 ID 情報の届出を行うものとします。以降の本サービスにかかる取引における本人確認については、受信した携帯電話機の ID 情報、ログインパスワード、実行用パスワード（以下、総称して「本人確認情報」といいます）と届出があった本人確認情報の一致を本規定にしたがって確認することにより本人確認とします。
- (4) 当行は、受信した本人確認情報および届出があった本人確認情報の一致を確認して取扱いしましたうえは、携帯電話機の ID 情報および本人確認情報の偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。携帯電話機 ID 情報、ログインパスワード、実行用パスワードその他本人確認に必要なものは契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。
- (5) 本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当行に届出るものとします。当行は本サービスの利用を停止します。
- (6) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (7) 使用携帯電話機を譲渡、破棄する場合、その他使用電話機の使用を停止する場合、契約者が事前に当行所定の方法により届出を行うものとします。契約者がこの届出を行わなかった場合、契約者は一定期間本サービスを利用できないことがあります。また、使用携帯電話機の不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害につきましては、当行は責任を負いません。
- (8) 契約者が届出と異なる本人確認情報の入力を、当行所定の回数以上を連続して行なったときは、当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用再開にあたっては、当行所定の方法により当行に届出てください。

#### 3. 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料をいただきます。また、振込・振替の受付にあたっては当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、振込手数料の支払いについて当行が認める場合、当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。
- (2) ① 取扱手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書または小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した申込口座から自動的に引落します。  
② 利用申込みにより本サービスを利用することができるようになった日が属する月、または、本サービスが解約された日が属する月にかかる月額使用料の金額は当行所定の金額とし、日割り計算は行わないものとします。  
③ 振込手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書または小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した申込口座から自動的に引落します。
- (3) 振込・振替の依頼内容変更・組戻しにあたっては当行所定の手数をいただきます。
- (4) 当行は、本サービス利用にかかる手数料を、契約者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。

#### 4. サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は当行が別途定める時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく取扱時間を変更する場合があります。

#### 5. サービス種類・内容の変更

この契約におけるサービス種類・内容は当行の都合で変更されることがあります。

### 第 2 条 提供サービス

#### 1. 照会サービス

##### (1) 照会サービスの内容

照会サービスとは、契約者からの使用携帯電話機による依頼にもとづき、申込口座の入出金明細等の口座情報を照会できるサービスです。

##### (2) 照会サービスの受付等

- ① 照会サービスを利用する場合は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を使用携帯電話機より入力してください。
- ② 当行がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、その内容を変更または取消しいたします。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 2. 振込・振替サービス

##### (1) 振込・振替サービスの内容

振込・振替サービスとは、使用携帯電話機によって、次の振込・振替取引を行なう場合に利用できるサービスです。

- ① 依頼日当日に、あらかじめ契約者が指定した契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落としのうえ、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引
- ② 依頼日の翌営業日以後 15 営業日以内の営業日で契約者が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落としのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます。）

(2) 前項における入金指定口座の指定は、あらかじめ契約者が届出る方式（以下「事前登録方式」といいます。）または、都度契約者が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行います。

(3) 振込・振替取引は、次の各号の区分により取扱います。

- ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合には、「振込」として取扱います。
- ② 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

##### (4) 振込・振替取引の依頼

- ① 振込・振替サービスによる 1 日および 1 件あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、あらかじめ契約者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- ② 振込・振替サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、支払指定口座の選択、入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関コード、店番号、および当該口座の名義、科目コード、口座番号）、振込・振替金額、暗証番号その他の所定の事項の入力を、当行所定の方法により使用携帯電話機より行ってください。当行は、指定された事項を依頼内容とします。

##### (5) 振込・振替契約の成立等

- ① 依頼内容は、当行が受信した実行用パスワードと届出の実行用パスワードとの一致を確認した時点で確定するものとします。
- ② 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を契約者に発信しますので、確認してください。回線障害、通信の不通等により取扱いが中断した場合やこの通知が届かない場合には、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

③ 当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日）に、振込・振替資金、振込手数料（第 1 条 3.a ただし書きの方法により支払うものを除きます。）（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、支払指定口座から自動的に引落します。また、領収書等は発行しないものとします。

④ 振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落した時に成立するものとします。以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスのお取り扱いはできません。

ア. 支払指定口座が解約済のとき

イ. 振込または振替の受付時（振込・振替予約の場合は振込・振替指定日の前日）に、振込・振替資金等の金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）をこえるとき

ウ. 契約者から支払指定口座の支払停止等の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき

エ. 支払指定口座に対し、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき

オ. やむを得ない事情があり、当行が支払指定口座からの支払を不相当と認めたととき

カ. 振替取引において、入金指定口座が解約済のとき

キ. その他当行が振込・振替サービスを停止すべきと判断する事由が生じたとき

⑤ 前項により振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

⑥ 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

(6) 振込・振替依頼内容の変更・組戻し

① 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により取扱います。

ア. 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

イ. 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。

ア. 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

イ. 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ウ. 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合には、当行所定の受取書に届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

③ 前 2 号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

④ 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取消はできません。

(7) 振込・振替依頼内容の取消

① 振込・振替予約の場合には、依頼の取消の取扱いについては、第 2 条 2.(6)に規定する方法のほか、振込・振替指定日の前営業日前までに限り、使用携帯電話機によって当行所定の方法により行うことができます。

② 前項の使用携帯電話機からの依頼の取消の取扱いについては、第 2 条 2.(5)④および第 2 条 2.(5)②の規定を準用します。

(8) 取引内容の確認

① 振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用携帯電話機により、当行所定の期間、方法によって照会す

ることができます。

② 振込・振替サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨をお取引店に連絡してください。

③ 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第 3 条 届出事項の変更

1. パスワード、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号、使用携帯電話機の電子メールアドレスその他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法によって当行に届出てください。

2. 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 4 条 免責事項

1. 次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

(2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき

(3) 当行の責によらず、回線障害、通信の不通、通信業者のシステム障害等が生じたとき

(4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 当行が本人確認情報の一致を確認して取扱いましたうへは、本人確認情報につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。

3. 当行は、使用携帯電話機の状態、機能、作用等について、何らの保証をするものではありません。

4. 契約者が提出した書面等に使用された印影を当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行なった場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 5 条 解約等

1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合で解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。

2. 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

3. 申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。

4. 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約できるものとします。この場合、契約者への通知の到着の如何にかかわらず、当行が解約の通知を契約者のあらかじめ届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されるものとします。

(1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後試行される倒産処理に関する法令に基づく倒産開始手続開始の申し立てがあった場合

(2) 契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 前 3 号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたとき当行が判断した場合

(5) 解散その他営業活動を休止した場合

(6) 本規定第 1 条 3 項に定める手数料等の本契約にかかる債務を 2 ヶ月連続して支払わなかった場合

(7) 本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があると判断する事由が判明した場合

(8) 契約者が不正な取引を行ったとき当行が判断した場合

- (9) 規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
- (10) 使用携帯電話の電子メールアドレスを保有しなくなった場合
- (11) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
5. 当行は、事前に契約者に通知することなくサービスを休止することができます。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
6. この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

#### 第6条 反社会的勢力の排除

契約者は、次の(1)の各号いずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも当行は契約者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

- (1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 第7条 サービスの廃止

当行は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止、または廃止することができます。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を申し立てないこととします。

#### 第8条 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第9条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、その他該当の預金規定、総合口座取引規定、当座勘定貸越約定書、カードローン契約書および振込規定により取扱います。

#### 第10条 規定の変更等

民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

#### 第11条 海外からの利用について

契約者が日本国外において本契約に基づく諸取引にかかる行為を行った場合であっても、当行はそれらの行為はすべて日本国内で行なわれたものとみなします。また、契約者が日本国外において本契約に基づく諸取引を行ったことにより生じた損害につい

ては、当行は責任を負いません。

#### 第12条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

当行が不適当と判断した場合には、本サービス利用のご希望にそえない事がございますのでご了承ください。

以上

(当行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室  
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772)

[2020年04月現在]